ニ～リ　［略］
六　［略］
2　［略］

第五十九条の三　法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］
三　保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ　［略］
ロ　保険会社及びその子会社等の有する債権（その価額が別紙様式第七号の三中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けをいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額
(1)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権
(2)　危険債権
(3)　三月以上延滞債権
(4)　貸付条件緩和債権
(5)　正常債権
［ハ～ホ　略］
四　［略］
2　［略］

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二　法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］
四　保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ　［略］
ロ　保険持株会社及びその子会社等の有する債権（その価額が別紙様式第十五号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けをいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額
(1)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権
(2)　危険債権

(3)　要管理債権（三カ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権並びに三カ月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）
(4)　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）
ホ～ヌ　［同上］
六　［同上］
2　［同上］

第五十九条の三　［同上］

［一・二　同上］
三　［同上］
イ　［同上］
ロ　貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
(1)　破綻先債権に該当する貸付金
(2)　延滞債権に該当する貸付金
(3)　三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
(4)　貸付条件緩和債権に該当する貸付金
［加える。］
［ハ～ホ　同上］
四　［同上］
2　［同上］

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二　［同上］

［一～三　同上］
四　［同上］
イ　［同上］
ロ　貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
(1)　破綻先債権に該当する貸付金
(2)　延滞債権に該当する貸付金